

教育に関する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価の結果に関する報告書

(平成29年度実績)

I 点検・評価制度の概要

1 実施根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられていることに伴い実施するものである。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、生涯学習、地域の学校教育、社会教育、文化等の幅広い教育行政における基本方針を決定し、それに基づいて教育長が事務局を指揮監督し具体の事務を執行するものである。

本報告書は、上記基本方針に基づいて行われた教育行政の執行状況について、点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、地域住民への説明責任を果たすことを目的としている。

3 対象事業の考え方

今回の点検・評価は、平成29年度事業とし、「第2次名護市教育振興基本計画（平成26年度～30年度）」を基本として、具体的施策名ごとに位置付けられている主な取組について対象とした。ただし、経常的で評価にそぐわない項目及び既に完了した施策については除いた。

4 名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会の設置

点検・評価を行うに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する方の知見の活用を図るため、名護市教育行政点検・評価に係る学識経験者懇話会（以下、「懇話会」という。）を設置した。

なお、懇話会会員の委嘱に当たっては、学校教育、社会教育及び教育行政分野の識見を有する方を以下のとおり選任する。

- 眞喜志 隆氏：沖縄工業高等専門学校教授
- 宮城 恵次氏：元小学校校長
- 島袋 道子氏：名護市社会教育委員、元高等学校教諭

5 評価方法

具体的施策ごとに4つの項目と総合評価を設定した。総合評価は、教育委員会による内部評価に加え、懇話会による外部評価を加えることで、評価の客観性を確保した。なお、「主な取組」の評価基準及び施策総合評価基準については、次のとおりである。

(1) 「主な取組」の評価基準

主な取組ごとにそれぞれ評価を行う。

評価	評価の基準
A	取組の目的が達成できた
B	取組の目的が概ね達成できた
C	取組の目的達成が不十分であった
D	取組の目的が達成できていない

(2) 施策総合評価基準

主な取組ごとの評価に対して施策全体としての評価を行う。

評価	評価の基準
A	目的が十分達成できた
B	目的が概ね達成できた
C	目的達成が不十分であった
D	目的が達成できていない